

令和 年度共同募金配分事業「地域福祉活動助成」交付事務手続きの流れ

1. 申請

当該交付希望団体等は、申請書(様式 1)を社会福祉協議会へ提出する。

申請する福祉活動の事業計画、使途を明確にすること。

↓

2. 交付決定 ※5月下旬頃

社会福祉協議会は、当該交付希望団体等からの申請を審査し、交付決定し通知する。

(様式 2)

↓ ※否決定の際は、非決定通知(様式 4)により通知する。

3. 請求 ※6月頃

当該交付決定団体等は、助成金交付請求書(様式 3)を社会福祉協議会へ提出する。

↓

4. 助成 ※7月頃

社会福祉協議会は、当該交付決定団体等からの請求書を受理し、助成する。

↓

5. 実施

当該交付決定団体等は、事業計画に基づき事業を実施する。

↓

6. 報告 ※翌年4月頃

当該交付決定団体等は、実績報告書(様式 5)、及び活動写真(2, 3 点)を社会福祉協議会に提出する。(事業に対する使途・収支を明確に記載すること)